

個人番号（マイナンバー）などが記載された 給与支払報告書の紛失について

市県民税の課税資料として

事業者から市に提出された7事業所25名分

概要

令和3年度 個人の市県民税（以下「住民税」という。）の課税事務処理において、事業者から提出された給与支払報告書（以下「給報」という。）の紛失が判明いたしました。経緯及び市の対応については、下記のとおりです。

記

1 事案の内容

個人番号（マイナンバー）が記載された給報を紛失しました。
紛失した給報 7事業所25名分

※給報は、住民税の税額を計算する資料として、給与を支払っている事業者が給与受給者の住所地の市町村に提出するもので、給与受給者の個人番号、住所、氏名、生年月日、給与支払額等が記載されたものです。

2 事案の経緯

- (1) 市は、令和3年5月14日付けで特別徴収事業者あてに令和3年度住民税特別徴収税額決定通知書（以下「通知書」という。）を送付しましたが、5月18日以降から計10事業者より通知書が届かない旨の問い合わせが相次ぎました。調査を実施したところ、税務システムには当該事業者の給報の情報が反映されておらず、給報の原本についても所定の保管場所において確認することができませんでした。
- (2) 5月24日より執務室及び台帳室の搜索を実施したところ、5月30日に執務室の事務机の下にクリアホルダーに入った状態で床に落ちている給報93事業者186名分が発見され、問い合わせのあった10事業者のうち、4事業者は発見できましたが、6事業者22名分の給報は確認できませんでした。
- (3) 市の調査において、新たに1事業者3名分の給報が所在不明であることが判明し、先の6事業者22名分と合計して7事業者25名分の給報を紛失したと判断いたしました。

3 対象者への対応

- (1) 給報の紛失のあった事業者については、至急電話で謝罪して給報を再提出していただき、課税処理を行い、通知書を送付しました。併せて、当該事業者及び当該従業員あてにお詫び文と報告書を送付しました。
- (2) 給報が一時所在不明となり通知書の送達が遅れた事業者については、当該事業者あてにお詫び文を送付しました。

4 紛失の原因

- (1) 提出された給報の受付簿を作成しておらず、給報の所在が確認できない状態でした。
- (2) 業務終了後における事務机周囲の落下物などの確認が不十分でした。
- (3) 郵送で提出された給報を取り出した後の空き封筒の確認が不十分でした。

5 再発防止策について

- (1) 提出された給報の受付簿を作成し、管理の徹底を図ります。
- (2) 個人情報の取扱いについてマニュアルを作成し、課員への教育指導及び運用の徹底を図ります。
- (3) 郵便物の開封及び給報の処理は、他の業務の書類と混在しない環境下で行います。
- (4) 受領した郵便物の封筒を通知書発送後一定期間保管し、廃棄する際に切り開いて中身の確認を複数人で行います。

6 国等への報告について

- (1) 平成27年特定個人情報保護委員会告示に基づき市総務部総務課から国及び県に対して報告します。

問い合わせ：税務課市民税係 高橋・金井 TEL:0274-40-2231
--

